

平成25年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月3日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第66号 瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第75号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第76号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第77号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第13 議案第78号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西 岡	一 成	4 番	庄 田 昭 人
5 番	森	治 久	6 番	棚 橋 敏 明
7 番	広 瀬	武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬	捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村	孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井	千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬	時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川	睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○ 本日の会議に欠席した議員（なし）

○ 欠員（１名）

○ 本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都市整備部長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環境水道部長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

- 議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第66号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 1、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

- 1 4 番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部改正について、議長の発言の許可を得ましたので、質疑を行います。

その前に、資料を皆さんに配付したいので、議長の許可を得ます。よろしくお願いします。

- 議長（星川睦枝君） 許可します。

〔資料配付〕

- 議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

- 1 4 番（若園五朗君） この条例につきましては、皆さん御存じのとおり平成24年の12月定例会において、牛牧南部、本田コミュニティ、牛牧北部ということで指定管理者制度の導入が行われたところでございます。

それでは、質問を行います。

今回の改正は、指定管理者制度を平成25年 4 月から導入したことに伴う文言の整理と、基本協定との整合性を図ることが提案理由となっていますが、これは昨年12月議会で指定管理者を取り入れるために、市長とあったものを指定管理者に読みかえの条例改正をしたものですが、それを今回の議案では、瑞穂市コミュニティセンター条例の改正では、第 6 条の目的外使用、第12条の減免及び還付について市長とあったものを指定管理者に読みかえているものを改める、読みかえを改正しない改正となっております。

牛牧北部コミュニティセンター条例の一部改正についても同様ですが、そこで質問しますが、基本協定と整合性を図ることとは、基本協定には使用料の減免、還付の業務も含まれていなかったのですか。また、この 4 月から減免は誰が行っていたのか、回答を求めます。

その前に、先ほどお手元に配付した資料ですけれども、A 3 の長いんですね。自治法の240の2項には、と書いてあるところですが、あくまでも業務委託を指定管理者制度にやらせることができるんですけれども、6条と12条、要するに市長の権限である減免、そしてその施設で使う目的外使用については指定管理者、公共ふれあい公社にやらせることは法的にはだめです。ところが、今回のこの条例、先ほど御説明したように、平成25年4月からこの業務は開始しております。それを、自治法でやっておることと違うということで、今回の改正になっているかと思います。

その資料の2ページ目、裏側を見てもらいますと、左側の欄は市長の欄、右側の欄は指定管理者の業務内容です。そこをよく見てもらいますと、使用料と利用料の違いがあるかと思えます。使用料というのは、北部コミュニティセンターを使った場合、使われた方からもらうのを使用料、今回の指定管理者制度をやっていますので、ふれあい公社が受け付け業務をしています。そのお手当というか、要するにふれあい公社がやる業務料をもらえるという解釈で、使用料と利用料は違うということです。

もう1回資料のA 3に戻ってもらいますと、という欄がございますが、そこに法的に使用料と利用料の位置づけがなされております。

- 議長（星川睦枝君） 早瀬部長。
- 総務部長（早瀬俊一君） 指定管理者制度をこの4月から導入したわけでございますけれども、指定管理者に行わせることのできるできないということで、法令上は使用料の、先ほど配られたように、資料1にありますけれども、使用料の強制徴収、そして不服申し立てに関する決定、行政財産の目的外使用許可、これらについては指定管理者の方にはできなくて、市長の権限ということでございます。

その関係上、私どもの条例の15条の中に目的外使用の部分が入ってしまっておった分は、本当に申しわけないと思っております。これはおわびを申し上げて、今回は抜くということで、本来の姿に戻すということでございます。

現実にあるかといいますと、現実には目的外使用に関係するものは今はないんですけれども、条文上、そこで整理をするということで、御理解をいただきたいと思えます。

それから、少し先ほど利用料金のお話をされましたけれども、私どもの施設は一応使用料ということで、皆さんそれぞれ一般会計のほうへ納めていただいております。利用料金制度を使っておるのはうすずみ研修センターだけでございまして、これは限度額を定めておって、あと収入は向こうの財団で持ってもらいますよと。そのかわり経費や何かも出さないよということで、また使用料と利用料は、また指定管理者とは少し違ひまして、その中で指定管理者をする場合でも、使用料金でやる場合と利用料金とがまたありますので、そのあたり幾つかあるということで御理解をいただきたいと思えます。

今回は、私どもは当然使用料金ということで、私どもへ徴収をしていますので、一般会計のほうへ入ります。その取り扱いについては、告示をして、センターのほうにお世話になっておるんですけども、権限については私のほうできちんとほうで決めておりますので、そのあたりを整理したものでございますので、本来その姿にしたということで御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 本来の姿というよりも、自治法をしっかりと熟読すれば、こういうような、言い方が悪いんですけど、間違いはなかったと僕は理解していますけれども、それであれば、平成25年、条例では市長が減免することのできるのを、市長を指定管理者に読みかえることについて、条例上は4月から指定管理者に減免の権限があるのに、この間、条例と運用とは違っておったように私は解釈するんですが、要するに条例については25年4月からスタートしておるのに、この権限を、指定管理者業務は条例上は生きておるにもかかわらず、法律は市長権限であったと思うんですが、実際にはその辺の減免、運用は平成25年4月からどうだったか、再度確認したいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今言われますように、4月からそのようにやっておったということがありますので、本来、その時点でというのも、専決処分等でやるべきであったかもわかりません。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 私は、今回の議案が出たときにすごく心の中に疑問があり、いろいろと調べてまいりました。

この使用料の減免の業務を指定管理者に委託するような行為は、処分性の強い権限を与えることになります。このような業務を、昨年12月で指定管理者に読みかえて、権限を与える条例改正したことに問題があると私は考えております。その点いかがですか。

○議長（星川睦枝君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 減免等については、条例規則のほうに委任をして、規則のほうできちんと決められていますので、そういう点は、権限としては市であります。そうした手続については受け付けてやっておりますけれども、そうした迷う部分については、私のほうで全部チェックをしているということで、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

- 14 番（若園五朗君） 私は地方自治法のこの趣旨に従い、4 月以降も、指定管理者に読みかえていても、市長はコミュニティセンターの設置者の立場から減免してきたものと解釈しております。

市長が減免したものであると考えておりますけれども、昨年の12月議会での改正には、先ほど資料の中の使用料と利用料の定義を混同したのではないかと考えております。

先ほど言いましたように、使用料については収入、利用料については指定管理者の収入に入り、減免も指定管理者が行うのは本来の姿というか、市長がやるべきですけれども、こういうようなミスを、行政事務のほうで手違いがないように、ミスがないように、今後ともお願い申し上げます。

先ほど言われましたように、自治法で240条の2項にあることについては、今まで早く、総務部長が言われたように専決処分をかけて、要するに早く運用等、条例の合った形で、市長の権限の告示行為で全て運用するのが本意であると思います。私たち議会においても、自治法に基づいて運用されているにもかかわらず、条例と運用と違うというのは、そういうちぐはぐが定例会ごとに出てくること自体が、もう少し慎重に執行部の条例委員会のチームを早く設置し、その後に部長会にかけないと、このような定例会ごとに出てくること自体が、執行部、あるいはお互いに市民においても議会においても信頼がなくなっていくというふうに思いますので、先ほどの答弁の中で言われたように、しっかりお互いに切磋琢磨していく、条例提案をチェックしながら提案してもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

- 議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

- 8 番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号 8 番 松野です。

関連して質問しますけれども、1 つは字句の問題ですけど、この条例の文章のほかに新旧対照表をつけてありますね、新旧対照表の 4 ページです。ここの左側の改正案で、第13条に 2 項を追加するんですけど、その上に括弧して使用料の免除となっておりますね。これは第14条だと思うんですけども、まずそれを確認したいと思います。

- 議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

- 総務部長（早瀬俊一君） 済みません。この条例は、実を言いますとコミュニティセンター条例と北部防災コミュニティセンター条例の 2 つの条例が 1 つの条例になっていますので、多分 4 ページのは北部ですね。新旧対照表は13条が逆ですので、そうですね、これはちょっと、14条の 2 項ですね。14条を訂正ですので、14条の 2 項として追加をしますので、新旧対照表に少し誤りがあります。失礼をいたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 牛牧北部の防災コミュニティセンターのほうですが、ここでは第8条が目的外利用になっているね。これを目的外使用に変更するんですけど、目的外利用ですので、利用というと、自治法に書いてある244条の2の8番の普通地方公共団体は、当該適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用にかかわる料金、これを当該指定管理者の収入としてと、こう言っているんですけど、この言葉ですけど、使用と利用と違うわけやね。使用といえば、行政にお金が入ってくるんですけど、利用というと指定管理者のほうへお金が行っているように解釈するんですけど、そこはどういうふうに動くの。ちょっとよくわかりませんが、教えてください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 実を言いますと、地方自治法の中で「使用料」という言葉が225条に出ています。それで、建物の公の施設は、今、議員さんが言われるように利用という言葉がほとんど使われてあって、それで料金はというと使用料金、使用料とみなすという条文が225条に入っています。

ですので、今の使用料と利用料というのがありますので、その名前と、条文との使用、利用という言葉とがごちゃごちゃになっている部分があるかと思いますが、そういったものはきちんと統一されているわけではないので、読み方としては、建物を利用しますという、公の施設が利用するという言葉があちこちに出てくると思います。料金としては使用料ですので、使用の許可どうこうということで統一をしていければよろしいかと思います。

それから、利用料金制度を導入するとなると、うすずみ研修センターやなんかは利用料ということになりますので、利用と利用料金ということでいいかと思いますけれども、そんな関係上、言葉としては施設の使用料を徴収するということでよろしいかと思いますし、施設については、いろんな許認可等は使用ということで、使用を許可する、制限するというのが基本的かなと思いますので、そのあたりは統一をしていくという方向でよろしいかと思います。以上です。

○議長（星川睦枝君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第67号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質問させていただきます。

提案理由では、それぞれの条例を改正いたしまして、非常勤の特別職員として設置するということですが、次の説明図を見ますと、今回、介護認定調査員、月額17万円というふうにあります、それまでは補助職員であったということですが、その補助職員から特別職ということになると、時間外というのか、労働時間の制限が入ってくると思うんですが、その労働時間が以前の補助職員と、今回嘱託に当たると思うんですが、その部分についての時間労働の差をどのように埋めるのか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 庄田議員からお尋ねの、嘱託になった場合の時間外というところでございますが、補助職員の場合は、あくまで時間外勤務に対しての手当というのは出しておりますが、嘱託員となりますと時間外手当の支給はございません。

ただ、正規職員の4分の3以内の勤務時間ということもございまして、5時間45分の勤務時間となっております。この中で職務をこなしていただくわけですが、日々、時間によってはその時間帯でおさまらないときもございますので、そういった場合は、職務の時間、1時間なり2時間というものの変更の届けを出していただいて、労働時間内に合わせるというふうでやっております。5時間45分のときもあれば、3時間45分というふうなふうで、時間単位での労働時間の短縮、延長、そういったもので対応するというふうで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 1日当たりが、補助職員と嘱託の違いがあって、嘱託にすると短くなるので、その業務が短い時間で行わなければならない。今までやっている仕事がそれで済むような業務になるのか。これから福祉として、時間としては本来多くなっていくというふうに予想されるので、この嘱託にすることによって、労働が過密になるのではないかとということも少し懸念をしている質問でございます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 失礼いたします。今、御質問の介護認定の調査員については現在補

助職員なんです、1日の時間あたりは7時間で勤務しているということになります。これからの4月から嘱託に変えたということで、1日の勤務は5時間45分になるんですが、嘱託職員の設置要綱等によりますと、1日8時間以内で、1週間当たり38時間45分という枠の中で変更しながら勤務していくということで、勤務には支障ないというふうに考えております。

以上で答弁いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 勤務としては問題ないということではありますが、そうすると、補助職員から、時間労働の割には、17万円することによって収入が減るんじゃないかということが予想されますが、いかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 副市長。

○副市長（奥田尚道君） この件に関して、ちょっと私のほうも相談を受けましたので、御説明させていただきたいと思います。

今回、補助職員から嘱託職員ということで、身分の位置づけを明確にしたということでございますが、内容としましては、5人ほどおるというふうに聞いておりますけれども、いわゆる有資格者ですね、資格を持った方をお願いしているということから、それに見合う報酬を支払ってほしいというのが、県下からの要望でございました。

先ほど来、御質問がございましたように、勤務時間が4分の3に圧縮されていきますので、いいかという話をしたんですけれども、その点については、現状でも、先ほど森部長が申しましたように、7時間でやっていただいております。内容的にはそれでいいということで、資格を重んじた配慮をするということでございますので、事務量等を勘案して、それに対応できるということでございます。ですから、今までの補助職員の積算単価よりこの17万円にしたことのほうが、勤労者にとっては有利な計らいになるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 先ほどお答えしました内容をちょっと訂正させていただきます。

嘱託職員になりますと1週間当たり28時間45分になりますので、38時間45分と答えましたが、訂正をさせていただきます。

○4番（庄田昭人君） ありがとうございます。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第68号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 3、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 4 議案第69号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 4、議案第69号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 5 議案第70号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 5、議案第70号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第71号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 6、議案第71号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第72号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 7、議案第72号瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第73号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 8、議案第73号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第74号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第 9、議案第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

- 8 番（松野藤四郎君） 議席番号 8 番 松野です。

補正予算について質疑をいたします。

22ページになるわけですが、教育費の小学校費、学校建設費、これは先ほどの定例会の初日にも市長さんのほうから所信表明、あるいは提案説明の中で、生津小学校用地取得に係る諸経費を43万5,000円計上しましたということであります。これは、生津小学校の用地の取

得に係る諸経費を小学校建設費に43万5,000円を計上しましたと言われております。業務委託料を計算しますと42万円になるわけですが、何の目的でこの用地を取得するのか、ひとつまずお答えを願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この生津小学校の用地取得につきましては、現在、生津小学校の東側に職員駐車場ということで、二、三年前に購入しておりますが、その駐車場の東側にある用地の購入を予定しております。

これにつきましては、現在、学校関係におきましては、職員の駐車場としては確保していただきましたので、それについては足りておるわけですが、学校でPTAの役員会とか学校行事があるときには不足することもありますし、校区の夏祭りの事業とか、それからスボの事業とか、いろいろ公園内で事業を行われますときに、駐車場が不足すると。そのときには北側の道路には、その駐車場の周辺に路上駐車されるというふうで、非常にここが混雑するということで、その解消のためにも、駐車場用地として、そこを購入したいということで、今回上程させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 詳細については後ほどしますが、まずなぜ補正予算で出してくるかという、この理由ですね。よく検討されて、市長が言われるのは、例えば新年度予算でやってくると、こういうふうならわかるんですけれども、なぜこんな急に補正予算に出してくるか、その意味合いをまずお聞きしたいんですが。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この土地の所有者がここを売りに出したということを聞きまして、民間のほうへこの用地を売られると、そこに多分住宅が建つであろうということで、そうなりますと、やはりいろんな行事のときに支障が出ると。住宅が建つと、道路にも駐車ができなくなるということで、地権者の方も、早く民間に売るか、もし市のほうで必要があればというようなことの申し出があったということで、今回補正で対応させていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 生津小学校もですし、各小学校はある程度職員の駐車場というのは確保しているわけですね。今回は、その理由ではなくて、いろいろな行事をやったときに、車が置けないからそういった土地を買いたいと、こういうふうでまず解釈すればいいですね。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） そのとおりです。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） そうしますと、例えば穂積小学校でもいろんな行事、PTAの会合、あるいは運動会とか、市民運動会といいますが、そういう校区の運動会もやりますけれども、そういったときについては、主催者、あるいは関係者が駐車場をいろいろ確保してやっているわけですね。市の庁舎の駐車場に置くとか、いろいろやるわけですが、要は駐車場を確保するための学校側としての指導というのはどういうふうにしているんですかと。通常の場合じゃなくて、いろんな行事やったときに。

学校側でいろいろな行事をやりますわね。それから地域のほうでもやりますわね。そういったときには、主催者がある程度駐車場を確保しておるわけやね、どこどこということ。あるいは車に乗ってくるなというような指導をしますけれども、行政側としては、そういったときにどのような指導をしているかということ。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この問題は、査定をやった立場からお答えしたいと思います。

今、各学校で行事をやるときはどのようにしているかということでございますが、現実的に市の公共施設の付近に駐車場がないのが実情で、玄関にある投書箱等にも非常にそういった意見が寄せられております。特に、幼稚園なんかは本当に頻度が高いわけでございますが、そうした状況の中で、生津小学校についてもどんどん区画整理事業がなされたということで、宅地化が進む中、ちょうどこの土地が売りに出たという話を聞きました。

そこで、市長とちょうど生津小学校の運動会の会場を見に行きましたところ、まさしく駐車するスペースがないがために、公園の周辺の道路にいっぱいとまっておるわけですね。それで、公用車もなかなかすれ違いがままならないぐらいの状況でございました。これではいけないということで、売りに出たこの土地を、ちょうど職員の駐車場の真東に当たりますので、これはもってこいの場所であるということで、購入を検討させていただいたわけでございまして、今回計上させていただきましたのは調査費でございます。場合によって、土地がもし買えるようなことになれば、土地開発基金でも運用を考えておるということは、市長が初日の所信表明に申し述べられたとおりでございまして、とりあえず調査費を計上させていただいて、新年度予算で計上を考えておるところでございしますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） いろんな行事をやると、生津小学校の周辺では公園の周辺に車がだあっとあって、大変渋滞をするというような感じですが、先週の土曜日が金曜日に生津小学校で研究発表会がありましたね。あのときに、たまたまその周辺を通ったんですが、車は道

路には一台もありません。それは公園の広場、そこに車が置いてありました。そういう利用もできるのではないかと。置いてあるんだったら、今後もいろんな行事があったときに、置けるスペース、あるいは本当に100台も200台も置けるような広い広場です。そこを利用すれば、私は無理やり土地を買う必要はない。通常は教職員の駐車場で十分足りております。743平米で26台とめられるようになっていきます。教職員は22名ですか、生津は。それで十分だと思うんですね。

あとは、一般的にいろんな行事をやるときに車が置けないから土地が欲しいというお話ですので、それでしたら、そういう事例が先日の研究発表会のときにありましたから、その土地、そこへ車を置ければ私は十分だと思うんですが、どのように解釈されているか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

それぞれ教育委員会、そして副市長のほうからお答えをさせていただきました。

この生津におきましては、はっきり申し上げまして、区画整理でまちづくりができておりまして、公園もとらなくてもいい、この生津のまちづくりが本当の市街化のまちづくりなんですね。

市全体で市街化がこういう形でできておったら、瑞穂市としましたら、今本当に県下でもない、すばらしいまちになっておると思います。残念ながら、市街化でありながら区画整理ができていない。だから、昔の耕地整理でやったその道路を拡幅してまちづくりをする。ですから、公園もない。そんな中で、今、公園の取得をあちこちでさせていただいておるところでございます。

生津におきましては、今、公園のところの駐車場、そういう大きなあれはない。公園のほうは公園のほうでいろんな行事にも使います。そういう中で、公園を駐車場にするわけにいきません。特別なことがあってのことでございます。平生は、そういう形をとっておりません。

そういう中で、ちょうど駐車場のくろでございますので、生津のほうではそういった用地の取得もほとんどありません。そういう中ですから、公平性とかいろんなことも考えまして、やはり余裕を持って、すぐ隣ということで、計画をさせていただいておるところでございます。

今、学童保育も公園の中でしておりますが、これもできることなら学校の敷地の中でやるようにしたい。そうなってまいりますと、敷地の中の駐車場等々も手狭になってくるということになりますと、やはり駐車場につながる土地でございますので、何とか確保しておきたい、こういうところでございます。御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） とりあえず、駐車場の土地として確保したいという話ですけども、私は各学校、あるいは公共施設、こういったものにも駐車場というのは必要になるわけですけども、その基準というのか、目安というのはいくらかあるわけですか。

○ 議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○ 副市長（奥田尚道君） 確たる基準というものがあるわけではございませんが、ただ、社会情勢の変化に伴って、かつては保育所なんかでも自転車で送り迎えされていた。それが今は車ということになりますと、現状として車で見えられる、その車が道路にとめられているという実情があるわけでごさいます、後追い行政にはなっていますけれども、必要な駐車場等を確保していくのも行政の責務という考えであります。

ですから、わざわざあそこを目指して買いに行くという場合もありますけれども、今回はたまたま売りに出たということで、それなら市として収入と取得しておくほうが、将来を見越した行政運営の中では必要であろうという判断をしたところでございます。

ちなみに、穂積保育所の場合も、かねてから隣地を求めておったところですが、なかなか買えなかったんですが、たまたま地権者が売られるということで、急いで買った経緯もございまして、そのときそのときの状況に応じて、市としては弾力的な行政運営の中で、将来の瑞穂市を見越した施策として判断をせざるを得ないということでございしますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○ 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） その土地の購入の必要性というのはわかるわけですけど、そういった臨時的に使う回数というのか、常時、いろんな行事をして大変だから土地が欲しいという話ではなくて、これは年何回ぐらいこういったことがあるわけですかね、車が置けないでという話で。

○ 議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○ 教育次長（高田敏朗君） 回数として数えたことはないんですけども、先ほど言いましたように、公園内、学校で大きな行事があったときには、必ず足らなくなるという状況です。

〔挙手する者あり〕

○ 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 先ほど市長さんのほうからお話がありまして、公園というか、あそこの広場には車が置けないという話を言われましたが、事実、車を置いて、この前研修会をやっておったわけですね。これはどういうふうですか。市長のお話と違うわけですけど。

○ 議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○ 教育次長（高田敏朗君） 学校行事のときについては、馬場公園があいているというところで

それは置けるんですが、公園自体を使うときには、駐車はできないということです。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。
- 8番（松野藤四郎君） これは教育費で買うということやもんで、学校の行事等で車が置けないから買うという解釈でいいですね。
- 議長（星川睦枝君） 高田教育次長。
- 教育次長（高田敏朗君） もちろん学校の行事もそうですし、公園を使うのも青少年健全育成の関係ということで、例えば夏祭りもそうですし、市民会議の関係もありますし、それからスポ少とか、そういう活動もありますので、そういうのも含めてということで、御理解願いたいと思います。
- 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎議員、よろしいですか。
ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 古川議員。
- 10番（古川貴敏君） 議席番号10番 古川でございます。

今、松野議員に関連いたしまして、生津小学校をお聞きいたします。

別段、はなから反対云々ではなく、今のお話で、急遽土地が購入できるということで出てきたお話かと思えますけれども、隣の公園は馬場公園ですか。馬場公園はかなり広い公園でございます。公園に駐車場もございませんね。したがって、代替案じゃありませんけれども、買うことばかりじゃなくて、公園の一部を削って駐車場にできるという方法も一つはあるんじゃないかと。

要するに、駐車場確保のために買う云々ではなくて、そういった立地条件で別の手法もあるんじゃないかと。要するに比較検討をされて買うんでしたらわかるんですけれども、土地が出たからすぐ買いたいというのでは、ちょっと早計じゃないかと私は思っております。

いろんな手法を考えた上で、これが一番ベターだというのであれば、あえてどうのこうの言うつもりはありませんけれども、そういった代替案のようなことを検討されているということがございますでしょうか。そのみお聞かせください。お願いします。

- 議長（星川睦枝君） 堀市長。
- 市長（堀 孝正君） 実はこの区画整理をするときに、御案内のとおり区画整理というのは、3%公園をとりなさいよという、これに基づいて区画整理がされております。

そういう中での公園でございますので、これはもう公園としてつくられておるわけですね。ですから、学校のいろんなどうしてもというときには、その公園の中の広場を駐車場に特別利用をさせると。平生は、この駐車場にするとことと違います。はっきり申し上げておきます。

公園というのは、この全面積の中で３％を出した、あそこは大公園でして、どこに住んでおっても、区画整理をやりますと大体250メートル管内に小か大の公園がございます。そういったまちづくりがきちっとできておるところでございます。あるいは公園でございます、公園の中を駐車場に特別学校の行事とかいろんなとき、そういったときだけ認めております。

もちろん、西のふれあい、中のふれあい、南のふれあいにおきまして、公園の広場をとりまして駐車場をとっております。あそこはそういった駐車場をとっております、公園とした面積でございます。そういうような中で、学校のくろでもあります、公園のくろでもありますので、そういう形の中でのつながりでございますから、駐車場でということでの取得を考えておるところでございます。御理解をいただきますようお願いします。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○３番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

12ページ、款19諸収入、項５雑入で、シルバー人材センターの返還金の700万円について、その内容を具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 700万円でございますが、補助金相当額に剰余金をプラスした総額700万円という理解をいたしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○３番（西岡一成君） 補助金の600万円プラス100万円、その100万円は剰余金であるということなんですけれども、補助金の交付規則ですね。それを見ても、第13条に補助金等の返還の規定はございます。しかし、この規定は、補助金の交付の決定を取り消した場合についての補助金返還の規定なんです。

ですから、剰余金が出た場合の返還を求めるという規定は現状ではないんですね。そこら辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員御質問の、シルバー人材センターからの返還金700万円についてですが、御承知のように、平成24年度にシルバー人材センターへの補助金は、当市から600万円支出をしております。

西岡議員のシルバー人材センターからの700万円についてということですが、シルバー人材センターの今年度の予算書によりますと、過年度の修正損ということで、過年度の補助金返還額というふうになっておるわけで、そのあたり当市でもいろいろ苦慮しまして、諸収入の過年

度収入ではなく、雑入のほうに計上したというような経緯になりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今の答弁では、剰余金が出た場合の返還を求めるという規定についてどう考えるかと。要するに、よその自治体の要綱等を見ていますと、例えばこれは公益の社団法人ですけれども、東京の墨田区のシルバー人材センターの補助金交付要綱、こういうものを見てみますと、補助金の返還については、センターは区からの補助金について剰余金が生じたときは、速やかにその剰余金を区長に返還するものとするという明確な規定があるんですね。だから、やはり公金の行き来ですから、明確に要綱等において規定をするということがやはり必要だと思うんですよ。

そういうものなしで、剰余金が出たから返還をする。剰余金の返還額の中身を見れば、600万円については、要するに補助金である。あとプラス100万円は、これ返還するんですか。600万円は補助金だから、百歩譲って、今の要綱の作成の問題はあります。これはつくらなければいけません。その上で、じゃあ、そのあとの100万円については返還をする。今、款19諸収入、項5雑入ということをあえて強調しましたけれども、返還金なんです。600万円以外の100万円が返還金として計上されておる。これはおかしくないですか、考えても。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） シルバー人材センターの700万円についての返納金についてということですが、こちらとしてはシルバー人材センターのほうが自主的に返納されたということで、諸収入の雑入に入れているという御回答となります。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 返還をするということは、森部長をいじめるわけじゃないですよ。けれども、返還というのはどういう意味ですか。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） シルバーについては、いろいろ議会でも御検討されていった経緯もございまして、ここで改めて言うことでもないんですが、もともとシルバーの存在意義といいますのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律ということで、いわゆる通常のハローワークとか、そういう職安の制度の権限を与えられた、そういう組織なんですね。それに今申しましたハローワーク等に匹敵する。そういったことで、いわゆる公正性とか、あるいは公益性を担保する組織であるわけですが、それがたまさか瑞穂市のシルバー人材センターについては、一般社団法人ということで経理がなされた結果、本来であれば、その剰余金が

生じるような財務運営であってはいけないんですが、現実的には余剰金が生じるような財務運営であったということで、その内容について、じゃあどの事業でどのぐらいの余剰金が生じたかということを検証をしようとしたんですが、現実的にはできなかったんですね。

それで、シルバー人材センターの会員をしてみえる税理士とも相談をしまして、とりあえず余剰金は市に返還されるべきではないかというような判断のもと、市のほうに返還がなされてきました。ですから、向こうのほうとしては、返還という意味でございまして、市のほうも向こうの意向に沿って返還金という言葉を使っておるわけですが、シルバーのお考えとしては、とりあえず余剰金が生じたことによって、市から交付された600万円の補助金の分をまず考えましょうと。さらにまだ余剰が生じているものについては、上乗せした形で返しませうという形で、700万円という金額を設定されたと聞いております。

その後もまだ余剰が生じるようであれば、24年度の益金が確定してくれば、それについてはまた追加して返納することもあり得るというお話も聞いておるところでございますが、いずれにしても、24年度分の事業でもって生じた余剰金があったということでございますので、それについてシルバーのほうとしては、この分については補助金をいただいている観点から、市に返すべきだという判断をされたというふうに伺っておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、聞きましたけど、全く何も答えになっておらん、全然だめ。

まず聞いたのは、返還をするということはどういう意味かと聞いた。まずそれを答えてもらえますか。返還ということはどういう意味かということ。どうやね、副市長、自分が今答弁したんだから、ちょっと答えてください。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 返還というのは、その字のとおり返すことでございますが、ですから、本来、市から請け負った事業の中で、例えば草刈りしますと、草刈りが100万でできたにもかかわらず150万円もらっておったと。そうすると、50万円は余分にいただいていたということで、市のほうにお返しをいただくということでございますね。

それらが、本来26事業あったというふうに記憶しておりますが、それを一つ一つ精査をされなければならなかったのですが、その精査をしようにも、総勘定元帳を私どもも見させていただきましてけれども、どの事業に使った原材料費か、そういうものが明らかにできない状況なんですね。ですから、もうプールで計算して、とにかく返しますということで、700万円を検討されて返されたということでございます。ですから、そういった意味で返還という言葉を使わせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） シルバーについては、その実態からすれば、その糸をほぐしていく作業は大変だと思う。それもよくわかるんですよ。実際問題、総会を開いたらその総会が向こうであつた、やり直さなきゃいけない。また、理事会で役員の報酬を決めた、そしてそれを総会に諮って全会一致で確認をした。けど、またそのこと自体がもとに戻してなかったことにする。一体、言葉が悪いですけども、泥酔状態で車を運転しているようなものですよ、本当に。そんな状態なんですよ。

だから、副市長の言われることも、わかっておるんですよ、よくね。わかっているんだけど、先ほどの要綱の問題もしかりなんだけど、一つ一つしっかりしたことをやっていく。返還というのは、ただ返すことだけじゃないですよ。もとの持ち主に返すことです。もとの持ち主にね。

それは600万について言えば、第三者からどこからどう考えてみても、補助金ですから、剰余金が出たらそれを返すというのはまずわかりますよ。けれども、あとの100万円について、別に剰余金が出ようが、利益を出ようが、一般社団法人、別に公助良俗に反した行為をしているわけじゃないですよ。それは認められますよね。ただ、その単価がどうのこうの、契約の問題はありますから精査はしていかなきゃいけないけれども、外から見たときに、一般の市民の目を見たときに、やっぱりおかしいんじゃないか、何をやっているんだと、市もシルバーのほうも。

極端なことを言うと、シルバーの役員さんがその剰余金を出せば、その分だけシルバーの損失になるわけでしょう。損失になることを承知で、お金を市に提供してしまったなんて言ったら、繰り返しますけど、強調すれば、要するに背任罪ですよ、私に言わせれば、それに手をかけた市も背任の共犯ですよ。そういう余地からも、検討してみてもいいですけども、そういうことも考えられる。

だから、この100万円の分について返還金で対応する。もう1つは、寄附金で対応してないですよ、あと100万については。600万は返還、あとの100万も返還、100万は寄附金でない。寄附ということ自体も問題なんですよ。寄附金ということも、そういう考えは全然なかったんですか、それは。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） シルバーの当初の予算では、寄附金という取り扱いをされてみえたのも事実です。

ですけど、その後、いろいろ検討した中で、先ほども申しましたように、この法人は一般社団法人でございます。ですから、今、西岡議員おっしゃられたように、剰余金を生じて、公助良俗に反するものではございません。

ただ、法人の設立の趣旨は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というのがございまして、いわゆる高年齢者の雇用の場を創出するがための組織なんですね。そこから生じた法人でありまして、本来であれば、公益社団法人をとるべきだったんですね。ただ、公益社団法人とするには道が遠いということで、一般社団法人をとられたわけでございますけれども、基本理念としては、剰余金を生じさせるような法人であってはならないという理念があるはずなんですね。そのもとで事業をなされたにもかかわらず、現実的には利益が生じた。その利益はどういった利益であるかということ、本来、その社員のほうに還元されるべきものであればいいんですが、十分に還元された結果、まだ残っているというものでございますので、その分は市にお返しをいただくのが本筋でないかといった考えを持ったわけでございます。

そうした指導のもとシルバーのほうは、じゃあ返しましょうということになりまして、寄附ではなく、返還金が妥当だろうということで、シルバー自体も補正予算の中で返還金というような位置づけをされたというふうに伺っておるところでございますので、御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、公金ですので、その返還についても一般論として、いろいろややこしいことがあって精査できないから、言われたからもらったんだという大ざっぱなことじゃなくて、やっぱり一つ一つきちんと精査をして、精査をした範囲内できちんとした手続を踏んでいく。それがないと、こんな井みみたいなことをやっていること自体が、その指導においても問題があるということなんですよ。

出すほうも泥酔運転ですから、何をか言わんやですから、だから、とりわけ市のほうがきちんとした、一つ一つの規則だとか、今言ったような手続というものを積み上げながら前へ進んでいくという方向でやっていただかないと、恐らくこれからも同じような問題が何回でも起こってくるというふうに言わざるを得ないと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第75号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第75号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第76号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第11、議案第76号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第77号について（質疑）

- 議長（星川睦枝君） 日程第12、議案第77号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

- 2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第77号市道路線の認定及び廃止について、総括質疑をさせていただきます。

この中身、内容と目的と計画性の3点について、よくわかりませんので、質疑をいたします。

まず中身ですが、提案理由を読みますと次のように解釈できますが、これでよろしいか確認させてください。

これは、改良工事の道路つけかえに伴う側道の認定のためとありますので、もともとの13 - 278号線の改良工事の中身がつけかえ道路ですね、13 - 30号線をつくると。これに伴って、そのもとの13 - 278号線を側道にすると、こういう解釈でいいんですかね。まず中身の確認をさせていただきます。

以下、自席でお願いします。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

- 都市整備部長（弘岡 敏君） 今の中身の確認でございますが、13 - 30を改良して、新しく13

- 278号でございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） 13 - 30を改良して13 - 278号線をつくるというふうにお答えいただきましたね。でも、それ以前に、13 - 30号線を新しい道路線にしたわけですから、ちょっとそこからお聞きしております。

もともとが13 - 278ですので、じゃあ改良工事というのは、私がちょっと誤解しているんですね。改良工事というのは、旧の13 - 278号線の改良工事もあったわけですね。今回の改良工事が13 - 30号線の改良工事と、こういう意味ですか。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 13 - 278号線は、この認定のときに生まれた路線でございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） この道路の認定というのは、13 - 30のことですか。全体をきちんとわかるように言ってください。
- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 13 - 30号線改良工事の道路に関しましては、さっきの平成24年の12月12日で区域変更をしております。これは議会の議決はございませんが、道路買収ができる計画で、その道路区域の変更を昨年12月に行いました。その後、供用開始が、平成25年10月29日に供用の開始をしております。それに伴いまして、この議案というのが、13 - 30号線の道路改良の認定につながるものでございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） そうすると、今度の改良工事というのは、どちらの改良工事のことですか。

議長、ちょっと私語が多くて聞き取りにくいんです。私語は注意してください。

今回、上げている改良工事は、どちらの改良工事のことを言っているんですかね。新道路の改良工事のことですかね。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 以前は13 - 278号線が13 - 30号線でした。それを、道路を今度の13 - 30号線と書いてある図面のほうが新しく改良工事にしたものでございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

- 2 番（くまがいさちこ君） 確認させていただきます。

現在、この廃止路線の図にある13 - 278号線が、もとは13 - 30号線だったと。そうすると、改良工事はこれというふうに考えていいんですかね。で、13 - 30号線に改良したので、13 - 278を側道にすると、こういう解釈でいいですか。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） そのとおりです。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2 番（くまがいさちこ君） ようやく内容が確認できました。

それで、今回の議案、以前もちょっと入ると思いますが、目的ですが、現在のこの図で言います。13 - 278号線を新道路線の13 - 30号線にした目的は何だったんですかね。お願いします。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 道路形態で管理を明確にするものでございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2 番（くまがいさちこ君） 管理というのはどういう管理でしょうか。
- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 道路管理です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2 番（くまがいさちこ君） 道路管理もいろいろあると思うんですが、つまり何のためにお聞きするかというと、御理解いただきたいんですが、聞いている目的を。私たち議員は、多分私だけではないと思うんですが、10億円の陸上競技場をつくるということに伴いまして、最近とみに市民の方から、あんたら何やっておるんやと。非常に厳しい目が市民にありまして、かなり細かいことをいろいろ言われるんです。ここも今さらながらということなんです、何であの曲がっているところを真っすぐな道路をつくる必要があったかと、こういうことをその一つとして言われるんです。きちんと私も説明できないものですから、お聞きしているんです。ぜひ市民にきちんと説明できるように、きちんと御説明いただきたいんです。

つまり、この新しい13 - 30号線をつくる目的です、2つ目ですね。目的があったのかをお答えください。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） これは幹線道路でございまして、平成22年度から第2期工事として、今、ここのエリアのところは、第3期工事で穂積・巢南線から南に向かって行っている

道なんです、合計で第1期が260メートル、第2期が269メートル、今質問であるところが、足してもらわないかもしれませんが、348メートルの第3期工事の中のエリアで行っておる幹線道路の改修でございますので、そういうことです。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 主要幹線道路なので、今この図に出ている黒い13-30号線、新道路線をつくる必要があったと、こういうお答えでよろしいですね。

ここの黒く塗ってあるところは、まず何メートルあるのかをお聞きます。

それから、主要幹線道路というのは、環状線として計画しているわけですからわかりますが、主要環状路線であつたら、なぜここを真っすぐにしなければいけなかったのかということをお聞きます。

2つですね、質問は。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 13-30号線自体の距離は、全体です、ここだけは何メートルというのは、ちょっとありませんが、13-278号線ですね、その延長は、いわゆる道路の長さですね。68メートルでございます。

それから、もう1点がなぜ真っすぐにしたかです。道路形態で、曲がった道より真っすぐのほうが交通安全上もいいということで、そういう形態が必要でしたので、このような形になったものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうなんでしょうね。カーブしているので、真っすぐのほうがいいと、交通安全上ね、そういうことだと思います。ここにもともと危険であれば、カーブミラーはつけてあったんでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

くまがい議員はお車に乗られませんのでわかりませんが、これは市としまして、環状道路に位置づけております幹線道路でございます。総幅員が14メートル、こういった道路でありながら、ここに大きなクランクがございます。これは幹線道路でこんなクランクではとても危険でございますので、それをスムーズに走れる形状に直したということでございまして、こんなクランクのあるところはどこもございません、はっきり申し上げて。ですから、幹線道路にふさわしいように整備をさせていただいております。

ところが、本来ですとこういう整備をしますとくの道路はなくなるんですが、こういう形

にしましたので、前の土地に面しておる土地がございます。この道路をなくしたら、前に面しておる人が、ちょうどここに少し公有地ができますので、そうすると道路に面しなくなります。ですから、68メートルの道路を13 - 278として残しておると、こういうわけでございまして、御理解をいただきますようお願いしたいと思います。

瑞穂市の環状道路でございます。これは将来、北のほうでは東海環状神戸インターチェンジにもこれから行きますと、本当にスムーズに行ける、瑞穂市になくってはならない道路でございます。御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 環状線でありながら、非常に危険だと。環状線で危険なところはほかにたくさんあるわけですね、別にクランク以外も。

ですから、私たち議員は事業の今は道路工事ですが、事業の優先順位というのを今非常に厳しく言われるわけです。予算、つまり税金を使う優先順位ですね、あっちもこっちもそっちもその補助金を減らしたのに、どかんとお金を使うのか、あっちよりこっちのほうが危険だというのが、今までよりたくさん入ってくるようになっちゃったわけですね。

その優先順位ということは、どう考えられますか。道路に関してですよ。ほかに幹線道路で危険なところはいっぱいあるわけですよ。それをどう判断されたか。

さっき松野議員が言われましたね、ほかの学校は駐車場どうなっているかと。それと同じような質問だと思うんですが、市道認定の危険箇所の優先順位としてお金をかけるべき、それはどのように判断されましたか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私ども事業に対しましては、議会にお諮りして、この優先順位に基づいて整備をさせていただいています。

毎年毎年、新年度予算の御審議をいただくときに、産業建設に全て細かく説明を申し上げ、全協でも御説明を申し上げ、それぞれの会派でも御説明を申し上げておるところでございます。そういったお諮りをしながらやっておることで、勝手に思いつきでやっておるわけではございません。御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議会としてはお諮りされながらやってきたわけですが、勉強不足もあり、カバーし切れなかったということは私も認めざるを得ません。

それで、この間の白いところはどうなりますか、旧と新の道路の。

○議長（星川睦枝君） 弘岡整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 道路敷として管理していくものでございます。道路敷として管理していくものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 内容、目的を確認させていただきました。

最後に計画性を教えていただきたいんですが、この13 - 30号線、新道路線をつくるというときに、今の図にある13 - 278号線の扱いですね。会派説明会でも、今の市長の御説明でも、この13 - 278号線に沿う家が道路を利用しにくくなるので、ここを側道として認めるという御説明を重ねていただきましたが、最初の計画はどうだったんですかね。最初からここを側道にする予定だったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 分けた理由でしょうか。

○2番（くまがいさちこ君） 初めの計画です。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 初めの計画は、先ほども言ったように、道路認定は起点と終点ということで決めるわけなんですね。この資料の中にもあるように、何番地先、何番地先と書いてあるとおり。

その中で、まず区域変更を昨年の12月にしたということは、そこまでの間のものは道路として管理をしていくというもので、市道としていくというものでございます。

そして、なぜ278号線が生まれたかということ、13 - 30号線のところで、図面でいうと上のほうの部分ですね。そこのそばには14メートルの道路を13 - 30号線で作るわけなんですけど、そのところには歩道をつけます。そこで、北側のほうからは進入はだめだということで、進入はさせませんので、この図面でいくと上側のところですね。そのエリアの68メートルを新しく道路認定をして、278号という番号をつけて道路を管理していくというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ですからお聞きしているのは、初めからそういう計画で13 - 30号線の新道路線をつくったのかということです。計画性のことをお聞きしています、内容じゃなくて。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そのとおりです。そのとおり、計画を持ってつくったものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

- 2 番（くまがいさちこ君） 側道というのはどういう位置づけですか、法律的には。
- 議長（星川睦枝君） 白河調整監。
- 調整監（白河忠良君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、側道が法律的にどうかと言われますと、一般的には、利用形態が高架している道路の場合に、高架道路がある場合に、その横側の道の利用ができなくなる土地がある場合に、側道というものを設ける場合が一般的です。だから、幹線道路への出入りがしにくい場合については、利用ができるように、その横に道をつけるというのが一般的な側道というものになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。
- 2 番（くまがいさちこ君） 最後の質問です。

最初から、この図にある13 - 278号線を側道にする計画だったと御答弁がありましたが、これは最初の計画がちゃんと確認できる書類はございますか。今じゃなくていいですよ。役所内に書類が残っているか、最初の計画。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） はい、ございます。
- 2 番（くまがいさちこ君） わかりました。以上で結構です。
- 議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第66号から議案第77号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第13 議案第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（星川睦枝君） 日程第13、議案第78号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

堀市長。

- 市長（堀 孝正君） それでは、追加議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案第78号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万円を追加し、総額49億2,543万6,000円とするものであります。これは、国民健康保険税の還付加算金を増額する内容であります。

このたび、市税等の還付事務について県からの通知を受けまして、本市も改めて確認をいたしましたところ、国民健康保険税等について還付加算金の未払い事務があることが判明いたしました。未払いとなっている方を初め、市民の皆様には御迷惑をおかけしましたことを、心よりおわびを申し上げます。一刻も早くお支払いできるよう努めてまいります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を御説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

- 議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時15分

- 議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早瀬総務部長。

- 総務部長（早瀬俊一君） 先ほど議案第66号で、松野藤四郎議員さんから条数が違うのではないかという御質問がありました。実を言いますと新旧対照表の4ページでございますけれども、私もついつい慌ててしまいましたが、13条の見出しが使用料の減免という言葉になっておりますが、正式を見ますと、現行も改正案も使用料ということをお願いしたいと思います。

御指摘のとおりでございまして、使用料ということで、条数そのものは合っておりますので、条文そのものの改正は合っております。新旧対照表のみ変えさせていただいて、また皆様のお手元にお渡ししたいと思います。どうぞよろしくお願いします。失礼いたしました。

- 議長（星川睦枝君） お諮りします。ただいま議題となっております議案のうち議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案のうち議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、日程第13、議案第78号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（星川睦枝君） 小川議員。
- 16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

追加提案について、若干質問します。

なぜかといいますと、昨日、議会運営委員会を開催したんですね。なぜきのう出さんのかと、議会運営委員会でも私、質問したんですが、まだ書類ができておりませんと。今後、できれば前日に議運がございますので、議運に提出をしていただいて、そしてその日に資料を議員の皆さん方に配付していただいて、本日議決なら話がわかるんですが、その点、今後ひとつ十分審議をしていただいて、答弁者はどなたでも結構ですが、ちょっと答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今回の定例会の初日に、全員協議会が開かれた折に事の次第は既に御報告を申し上げておりまして、その後、すぐ予算等を見ましたところ、もうないということがわかっておりましたので、書類的にはもう整ってありました。

ただ、昨日は提案者である市長が他の公務で、ちょうど開かれた議運の時間に庁舎内におりませんでしたので、本来、提案者である市長から提案すべきということで、議会事務局とも相談をした結果、本日に提案をするということになったものでございまして、まずもって提案することになったことについてはおわび申し上げますが、そういったいきさつがございまして、決して書類が整ってなかったというわけではございません。

既に予算が確保されているものについては、いわゆる納税者の方に文書も発送しております。そして、本日、この案件についても御決定をいただきましたら、早速事務文書を発送すべく手続を整えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川議員。

○16番（小川勝範君） 前回、市長が見えなくて、副市長、並びに担当が議案の説明に来たことがあるんですよ。それで、私はそういうことを言うんですよ。

例えば提出者が本当は説明するのが本意なんですけど、いろいろやっぱり市長も忙しいですから、書類はできておるらしいんですけど、市長が都合が悪いとか何か、そういう話を聞いておりましたので、誰でもよろしいですから、市長代行としてぜひ提出を、今後注意していただきたい。以上。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

議案第78号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時22分

